



# 週報

第十二號

昭和二十二年三月十日

官報附録

昭和二十二年三月十日 第一種郵便物認可  
昭和二十二年三月十日 第二種郵便物認可  
（毎週一回水曜日発行）  
（毎週一回水曜日発行）

五錢

- 五箇條御誓文 (林内閣總理大臣)  
奉戴七十年に當りて
- 五箇條御誓文の由來 (文部省)
- 農地法案に就て (農林省)
- 我國財政の變遷 (内閣統計局)
- コンゴ—盆地條約とは (外務省情報部)

週報

昭和二十二年三月一日 第一種郵便物認可  
昭和二十二年三月三日 第二種郵便物認可  
（毎週一回水曜日発行） 第二十號

（本書の大きさは國定規格A5判）

所 込 申	價 定	官報附録週報別刷
内閣印刷局發賣掛 電話九ノ内(三)三五二一九 振替東京一九〇〇番 全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區錦町一ノ三三 振替東京九三九〇番 最寄書店・驛書店	一ヶ部 一ヶ年(前金) 二圓四十錢 （外國郵便に依る地） （城は三圓四十錢） 要送料 一ヶ年分未滿配達御希望の方は一 部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。	昭和二十二年三月三日印刷發行 編輯者 情報委員會 東京市麹町區永田町 印刷者 内閣印刷局 東京市麹町區大手町

刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に關する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし、公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

▽週報各號掲載事項抜萃

税制改革の要領	一	我國の結核死亡率と乳兒死亡率	一六
電力統制の必要性	二	率	一七
地方財政及税制改革	三	紀元節制定の由來	一七
燃料國策に就て	四	紀元節御下賜金に就て	一七
陸軍軍備の本格的充實	五	海上戦闘力に就て	一七
農村經濟更生と特別助成	六	國際時事解説	各號
小學校教員俸給の道府縣負擔	七	▽第十八號	
滿洲移民の現況と其の將來	八	文化勳章の制定	
法制化された方面委員制度	九	ブラジル移民に就て	
航空國策に就て	一〇	ヒトラー總統の議會演説に對する反響	
思想犯保護觀察制度の實施	一一	▽第十九號	
國民健康保險制度の要旨	一二	再開後の議會に於ける税法案の概要	
來年の豫算	一三	思想戦より觀たる防共	
國際觀光事業の一般趨勢	一四	シベリアに於ける鐵道建設の躍進	
羊毛工業の現在と將來	一五	停會明議會に於ける國務大臣の演説	
金融機關を語る	一六	▽第二十號	
退職積立金及退職手當法の施行に就て	一七	日滿關係の現狀	
皇室の御近狀	一八	陸軍記念日に際し日露戰役を回顧す	
海運國策に就て	一九	注目を惹いた中國三中全會の經過	
新春を迎へて國民諸君へ	二〇		
義務教育年限の延長	二一		
關稅制度改革の要領	二二		
保健國策に就て	二三		
食糧處理法と昭和製鋼所	二四		
治水の根本策	二五		
列國の原料資源	二六		

五箇條御誓文

奉戴七十年に當りて

林内閣總理大臣……(一)

五箇條御誓文の由來

文部省……(七)

農地法案に就て

農林省……(一九)

我國財政の變遷

内閣統計局……(三〇)

——(國際時事解説)——

コンゴ盆地條約とは

外務省情報部……(三七)

## 五箇條御誓文奉戴七十年に當りて

林内閣總理大臣

今を去る七十年前慶應四年三月十四日畏くも 明治天皇は紫宸殿に出御遊ばされ親王公卿諸侯百官を率ゐて天神地祇を祭り五箇條の御誓文を御親告遊ばされたのであります。これは申すまでもなく明治維新に於ける國是の大方針を明らかに御示しになつたものであります。その天神地祇を祭り特に御誓文の形式をとられましたのは、祭政一致の御精神に出でさせ給うたこと、拜察いたすのであります。

明治維新は實に我が三千年の國史に於て最も光輝ある部分をなしてゐるのであります。かくの如き光輝ある政治上の大維新が如何にして成し遂げられたかは、一に 明治天皇の大御稜威によるのであります。岩倉具視公はこの大維新に參畫せられました主要な人士であります。公は我國の古典に精通してゐた

本誌より轉載の場合は「週報」に依る旨を明記し  
情報委員會宛三部送付せられたし  
本誌の掲載事項に對する希冀其の他編輯に關し  
ての意見は進んで情報委員會に申出でられたし

玉松操の説に基き維新の政治は建武の中興に則らず神武創業の御精神に原づき政治に大改革を施さねばならぬと深く考へられこの趣を朝廷に申し上げ天皇には之を御嘉納遊ばされ遂に王政復古の大号令の渙發となつたのであります。これは慶應三年十二月の事でありすが年を越えて慶應四年即ち明治元年の正月早々には伏見鳥羽に戦が起り續いて官軍が東に向ふといふやうな事情で未だ國內は騒然たるものであつて諸侯の中には猶向背に迷ふものもあつたのであります。そこで朝廷に於かせられては、こゝに舊來の封建的諸制度を一新し庶政の改革を圖るべき國是の大方針を御宣布になり人心の安撫に努め給ひ、民志の嚮ふところを御示しになつたのであります。

五箇條の御誓文は斯の如くして御發布になつたのであります。當初に於ては天皇が國是の大方針を公卿諸侯と御誓約になるといふ案であつたのであります。すがそれは國體の本義に悖るといふので木戸孝允の建議により、天皇が親しく天地神明に誓はれ群臣は之に隨ひ恭しく聖意を奉戴いたすといふ事になつたのであります。茲に於て祭政一致の大御心にも叶ひ五箇條の御誓文の尊

いことが愈々闡明にせられたのであります。

次に五箇條の御誓文に就て謹しむでその大意を申し上げたいと思ひます。

一 廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ

一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ

と申しますのは公正なる輿論に重きを置かれた御趣旨と拜察致します。

一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲ倦サラシメテ事ヲ要スとありますのは、政治の要諦を申されたのでありまして、時々その情勢に應じて適切なる政治を行ふに當り如何なる時代を通じても變らざる根本の御精神を御示しになつたものであります。

一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

とありますのは、最も注意をして拜讀すべき箇條でありまして、舊來ノ陋習ヲ破リとあります短い言葉の中に維新の大精神が端的に言ひ表はされて居ります。而して、天地ノ公道ニ基クヘシとこれを受けて時と處とを超越して萬古渝らざる、天地ノ公道ニ基クべき事を仰せられたのは、洵に尊い御趣意と申さねばな

りませぬ外人を夷狄と賤しめた惡風同じ國民の中に特に差別をつけ今日口にするだに憚かるやうな言葉を以て賤しめた陋風、それ等は皆天地の公道に反したものであります。この陋習を破り外人と親しく交際し、又四民平等何等差別的の待遇を認めないやうになつたのであります。所謂融和事業なるものも實にこの御趣意の表はれであります。天地の公道に基いて政治が行はれますならば、國家は常に平和であります。總て國家は和を以て貴しとなさねばなりません。

一智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

とありますのは、文化方面に於て世界に接觸し、彼の長を探りてわがものとなし、文化の向上と國力の増進を圖り以て大いに洪謨を翼賛し奉るの必要を諭されたのであります。

尙我々國民として忘れることの出来ないことは、五箇條の御誓文の後にあるお言葉であります。即ち

我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ

朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ

立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

と仰せられてゐるのであります。誠に有難い御思召のほどを拜察することが出来るのであります。

之に對し奉り親王公卿諸侯は

勅意宏遠誠ニ以テ感銘ニ不堪今日ノ急務永世之基礎此他ニ出ヘカラス臣等

謹テ

敬旨ヲ奉戴シ死ヲ誓ヒ電勉從事冀クハ以テ

宸襟ヲ安シ奉ラン

と奉答申し上げてゐるのであります。

而して更に 明治天皇はこの日 御宸翰を賜はり上記の御趣旨を諄々と國民一般に御諭しになつてゐるのであります。その 御宸翰の冒頭に

朕幼弱ヲ以テ猗々ニ大統ヲ紹キ爾來何ヲ以テ萬國ニ對立シ

列祖ニ事ヘ奉ラント朝夕恐懼ニ堪ヘサルナリ

と仰せられて居ります。又その中程に

朕コ、ニ百官諸侯ト廣ク相誓ヒ  
列祖ノ御偉業ヲ繼述シ一身ノ艱難辛苦ヲ問ハス親ヲ四方ヲ經營シ汝億兆  
ヲ安撫シ遂ニハ萬里ノ波濤ヲ拓開シ

國威ヲ四方ニ宣布シ天下ヲ富岳ノ安キニ置ンコトヲ欲ス

と仰せられて居ります。國の爲民の爲、大御心をかくまでお惱まし遊ばされま  
したことを拜し奉り七十年後の今日に於ても國民たるもの感泣せずして之を  
拜讀することは出来ないのであります。

明治天皇には實に國歩艱難の隆大統をお紹ぎ遊ばされ維新の大業を御完成  
になり遂に今日の如き國運隆昌の基礎をお築きになりました。五箇條の御誓文  
を奉戴してよりこゝに七十星霜國民はひとしくこの三月十四日を銘記し、  
明治天皇の御恩澤を偲びまつると共に現下の非常時局に處し常に御誓文の精  
神を奉戴して愈精忠の誠を效し、國體觀念を明徴ならしめ祭政一致の精神を發  
揚しなければならぬのであります。

### 五箇條御誓文の由來

文部省

第一勅憲宏遠 今を去ること七十年前慶應四年即ち明治元年の三月十四日、明治天皇には群臣を  
率ゐて紫宸殿に出御あらせられ、國是の條々五事を掲げて天神地祇を御誓祭あらせられました。殿  
かなる御神事の次第は、太政官日誌に依れば

一午ノ刻群臣着座

公卿諸侯母屋、殿上人南廂、徵士東廂

一塩水行事

神祇輔勤之 吉田三位侍從

一散米行事

神祇權判事勤之 植松少將

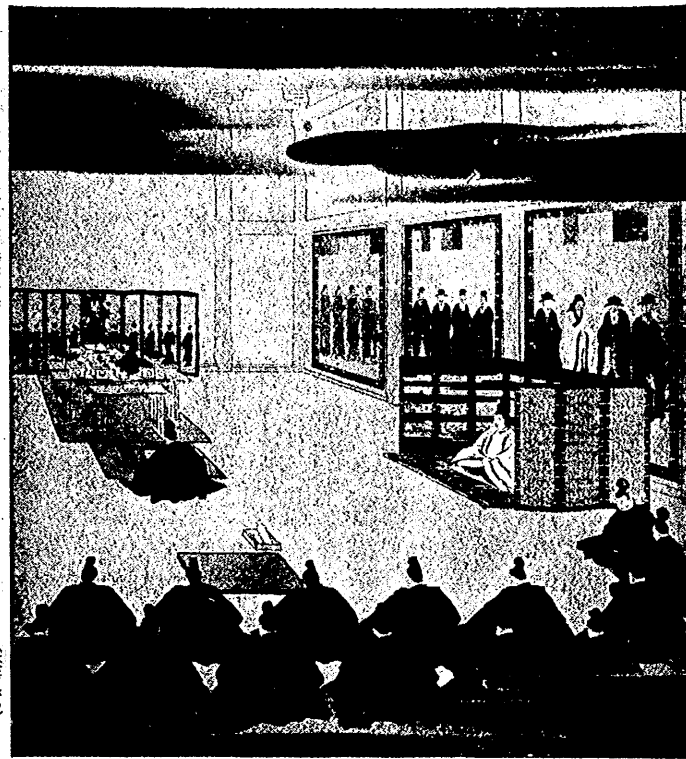
一神祇着座 自川三位

一神於呂志神歌

神祇督勤之

一獻供





聖德記念繪巻節集より

(祭禮宮)

神祇督同輔同權判  
事等立列拜送同輔  
津和野侍從 點檢

一天皇出御  
一御祭文讀上

總裁職勤之三條大  
納言

一天皇御神拜  
親ク幣帛ノ玉串  
ヲ奉獻シタマフ

一御誓書讀上  
總裁職勤之

一公卿諸侯就約  
但一人宛中央ニ

進ミ先ツ神位ヲ拜  
シ 御座ヲ拜シ而  
後執筆加名

一天皇入御

一撤供

拜送如初

一神阿計神歌

神祇督勤之

一群臣退出

と記してありまして、天皇の御誓祭については申すも畏きこと乍ら、公卿諸侯各誓約につきしことを今追想しても實に神々しきさまを思ひ浮かべられるのであります。その御誓文には

一廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ

一上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ

一官武ニ途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス

一舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

一智識ヲ世界ニ求メ大ニ 皇基ヲ振起スヘシ

とあります。この時神々をお祭りになつたのであります。その御誓文の中には次のお言葉がございま

す。  
今與利天津神乃御言寄乃隨仁天下乃大政 遠執行 親王卿臣國國諸侯百寮官



御誓文奉答書 (維新史料纂要より)

一 廣會誠、興萬機、倫大、  
 一 上下心、一、  
 一 帝氏、  
 一 爲本、  
 一 我、  
 一 朕躬、  
 一 大新、  
 一 五、

入遠引居連天此神床乃大前仁誓  
 是以天下乃諸人等乃力衷合世心衷一津仁  
 皇我政 衰輔義泰利令仕奉給附止請神申  
 遠祖 尊乃恩頼衰發利天無窮仁仕奉禮  
 留人共乃今日乃誓約爾違波無者波天神地祇  
 乃條忽仁刑罰給波無物曾止  
 又群臣に御誓文を告示になりました勅諭に  
 我國未曾有の變革ヲ爲ントシ  
 朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯  
 國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨  
 趣ニ基キ協心努力セヨ  
 と仰せ出されて、一君萬民たる我が神國の姿を  
 見ることが出来るのであります。更に又この時  
 お下しになりました御宸翰を拜しますと  
 朕幼弱ヲ以テ 狎ニ大統ヲ紹キ爾來何ヲ以テ

勅意宏遠誠以感  
 銘不堪今日急務  
 永世之基礎此他  
 出可  
 赦者奉戴死誓死  
 免後車安奉  
 宸襟安奉

慶應四年三月十日

(禁複製)

萬國ニ對立シ  
 列祖ニ事ヘ奉ラント朝夕恐懼ニ堪ヘサルナリ  
 と聖躬を勞せらるゝの勅意を拜し奉り、中葉  
 武家權を弄して朝政の衰へし所以を述べさせ  
 られて、  
 億兆ノ父母トシテ絶テ赤子ノ情ヲ知ルコト能  
 ハサル様計リナン遂ニ億兆ノ君タルモ唯名ノ  
 ミニ成リ果其力爲ニ今日  
 朝廷ノ尊重ハ古ヘニ倍セシカ如クニテ、  
 朝威ハ倍衰ヘ上下相離ル、コト霄壤ノ如  
 シカカル形勢ニテ何ヲ以テ天下ニ君臨セン  
 ヤ今般  
 朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其處ヲ  
 得サル時ハ皆朕カ罪ナレハ今日ノ事朕身骨ヲ  
 勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立古 列祖ノ盡  
 サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ治蹟ヲ勤メテコソ始テ  
 天職ヲ奉シテ億兆ノ君タル所ニ背カサルヘシ



と仰せ出されて居りまして、天皇御親政の報慮のほどを拜しますと海に畏れ多きことを感ずる次第であります。

**第二 御誓文奉戴** 御誓文を拜しました群臣はこの宏遠なる勅諭に對し奉り有栖川宮煇仁親王を始めとして公卿諸侯は御誓文奉戴の盟約にいたしましたのであります。その奉答書には

勅意宏遠誠ニ以テ感銘ニ不堪今日ノ急務永世之基礎此他ニ出ヘカラス臣等 謹テ

敬旨ヲ奉戴シ死ヲ誓ヒ equal 忠勉從事 冀クハ以テ

宸襟ヲ安シ奉ラン

とあります。又御宸翰につきましては總裁輔弼の名を以て

御宸翰之通廣ク天下億兆蒼生ヲ

思食サセ給フ深キ

御仁恵ノ御趣意ニ付末末之者ニ至ル迄敬承シ奉リ心得違無之

國家ノ爲ニ精々其分ヲ盡スヘキ事

と國民に諭示するところがありました。王政復古直後の政治が凡てこの五箇條御誓文に據られましたことは、同年閏四月二十一日定められた政體書にもその初めに御誓文を掲げられ、「皇政維新條三職ヲ置キ續テ八局ヲ設ケ事務ヲ分課スト雖兵馬倉卒ノ間事業未タ恢弘セズ故ニ今般御誓文ヲ以目的トシ政體職制被相改候云々」と太政官より達して居ります。又當時各藩は藩政改革を行つてゐ

ましたが、その改革の基礎を五事御誓文に置いて居る藩が多く、熊本藩では「御誓文ヲ目的トシ、上ハ維新ノ政體を遵奉シ、下ハ藩治ヲ公議シテ公法ヲ立テ、以テ是ヲ行政司法ノ官ニ授ケ、藩民ヲ撫恤シテ周ク、皇化ヲ施サンコトヲ要ス」と云ひ伯耆藩は「諸政御誓文ヲ以テ目的トス」と定め、大垣藩は「御誓文五箇條之和解」なるものを藩内に布告し、明治五年足柄縣は五箇條御誓文を刊行して縣内村々に頒布し、又宣教使中にはこの條々を講義して國民教導に務め、静岡縣三島神社は「御誓文大意」なる一書を刊行頒布して御主旨の徹底を期したのであります。

**第三 草案起草の歴史** 慶應三年十月十四日十五代將軍徳川慶喜は大政を奉還致しました。勿論王

政復古は當時の通義でありましたが、その名分の下に如何に政治組織の大綱を定むべきかについては當時色々の問題が伏在してゐたのであります。大寶令の制度に據る王朝の昔をその儘にて、果して當時の時勢に適するや否やと疑問を懐く者もあり、又一部には歐洲に行はる、議會制度を模倣して之に基いて説をなしてゐる者もあつて、政治思想界は謂はゞ混沌たる状態でありましたので、十二月九日に至つて王政復古の大號令が渙發せられるに至つたのであります。その勅諭を拜しますと

「王政復古國威挽回ノ御基被爲立候間自今攝關幕府等廢絶即今先假リニ總裁議定參與ノ三職ヲオカ

レ萬機可被爲行諸事神武創業ノ始メニ原キ給紳武弁堂上地下ノ無別至當ノ公議ヲ竭シ天下ト休戚ヲ

同シク可被遊」とあつて、尙内覽 勅問御人數國事御用掛議奏武家傳奏守護職所司代等廢せらる、

事、太政官始追々典させらる、事、舊弊御一洗につき言語の道開せらるによつて見込ある向は

貴賤に拘はらず忌憚なく獻言致すべく、且人材登庸第一の御急務につき心當りの人あらば言上すべき事、近年物價格別騰貴如何ともすべからざる勢富者は益富を累ね貧者は益貧急に至りたる趣畢竟政令不正より致す所民は王者の大寶百事御一新の折柄旁 宸衷を憐ませらるゝにより智謀遠識救弊の策あるものは誰彼なく申出さすべしなど仰せ出されて居ります。次いで著々王政復古の下に政治が行はせらるゝに至つたのでありましたが、その年末か翌明治元年の年頭頃に有司の間に國是を樹立するの議がありました。今日世に公にせられ居るその國是案と思はるゝものは、福井藩士參與山利公正の自筆案に、高知藩士參與福岡孝弟の修正加筆したものと、福岡孝弟の淨書したもの、中外新聞外篇に掲載せられたものと、その案に木戸孝允の加筆したものと、都合四通りありますが、その基礎となつて居るものは山利公正の案と思はれます。その案には

議事之體大意

- 一 庶民志を遂げ人心をして倦まざらしむるを欲す
  - 一 士民心を一にして盛に經綸を行ふを要す
  - 一 智識を世界に求め廣く 皇基を振起すべし
  - 一 賢士期限を以て賢才に譲るべし
  - 一 萬機公論に決し私に論するなかれ
- 諸侯會盟之御趣意右等之筋に可被 仰出哉大赦の事

とあります。これを更に福岡孝弟が次の如く修正したのであります。

會盟

- 一 列侯會議を興し萬機公論に決すべし
  - 一 官武一途庶民に至る迄各其志を遂げ人心をして倦まざらしむるを欲す
  - 一 上下心を一にし盛に經綸を行ふべし
  - 一 智識を世界ニ求メ大ニ 皇基を振起すべし
  - 一 微士期限を以て賢才ニ譲るべし
  - 一 右等之御趣意可被仰出哉且右會盟相立候處にて大赦之令可被仰出哉
  - 一 列侯會盟ノ式
  - 一 列藩巡見使ノ式
- 尙別に中外新聞外篇所載「京都會盟の式」には
- 盟約
- 一 列侯會議を興し萬機公論に決すべし
  - 一 官武一途庶民に至る迄各其志を遂げて人心をして倦まざらしむるを欲す
  - 一 上下心を一にして盛に經綸を行ふべし

知識を世界に求め大に 皇基を振起すべし  
徴士期限を以て賢才に譲るべし

右の條々公平簡易に基き 朕列侯庶民協力唯我日本を保全するを要とす盟を主る事如斯  
背く所ある事勿れ

とあります。今之等を通覽いたしますと、その一貫して居る政治思想は會盟であります。即ち諸大名が會合し盟約し互に相守るべきを誓ふことであつたのであります。かゝる政治思想が那邊より來つたものであるかを知るには、先づ由利公正及福岡孝弟の學統を見る必要があります。由利は其の師横井小楠の感化を受けた人ですが、横井の政治説はその著「國是三論」に於て見る如く、謂はゞ民本的政治思想を懐いてゐたのであります。その講説の要旨が由利を通して國是案に表れて居ります。福岡孝弟は土佐にあつて當時土佐人一部の懐いてゐた時務策の一つである議會組織論を唱へた一人である。由利とは謂はゞ主義を同じうしたのであります。

かくしてこの案を内申するに至つたのであります。當時副總裁議定三條實美、輔弼中山忠能等公卿は之に對し頗る意平かならざるものがあつたのであります。かゝる形勢であつた爲岩倉具視は徴士參與職内國事務局判事大久保利通を訪うて相談する所がありました。徴士參與職總表局顧問木戸孝允は茲に左の一篇の奏議を上つるに至つたのであります。

仰願クハ前途之大方針ヲ被爲定

至尊親敷ク公卿諸侯及百官ヲ率ヒ神明ニ被爲誓國是之確定アル所ヲシテ速ニ天下之衆庶ニ被爲示度  
不堪至願候

こゝに於て會盟の主義は消えまして、天皇には天神地祇に御誓祭あり、群臣盟約に就くの儀確立し、我が國體は益々明かとなつたのであります。而して其の盟約の文字は之を抹消して「誓」となし、「徴士期限」以て賢才ニ讓ルベシ」の行を抹して「舊來ノ陋習ヲ破リ宇内ノ通義ニ從フベシ」と加筆し、又條々を次第しました。孝允自筆の文書が侯爵家に存する事實より見ると、木戸孝允が御誓文の草案に關する意見の程を察することが出来るのであります。

第四 結論 凡そ社會の變革を行つて國內の統一を圖るに當りましては、多くは内公議を杜絶し、外諸國と交際を遮斷し、有司政を擅にしてその目的を達成せんとする例が外國には尠くないのであります。然るに明治維新の際には舊制の餘弊未だ去らず、文明は外國に比して著しく劣れるものがあつたに拘らず、宏遠なる勅意の御誓文を國是とせられ、上下一體興國に邁進することとなり、遂に今日之如く國運の隆昌を觀るに至つたことに想ひいたします時に、御誓文の有難味を切に感ずるのであります。その「廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」とありますのは後の憲法發布に照應すべく、「上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ」「官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス」の條は舉國一致産業軍事の發達に不斷の努力を爲すべく力強き御誓しを賜つたものであり、「舊來の陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」とあるはやがて皇國興隆條約改正の達成せらるゝ基と

なり、「智識ヲ世界ニ求メ大ニ 皇基ヲ振起スヘシ」とあるは文明開化の時勢を誘致して我國學術の進歩を促したものであります。觀來れば今日國運の進展國威の發揚を見ましたことは一にこの國是に基かざるものはないのであります。茲に五箇條御誓文奉戴七十年の記念日を迎ふるに當り、今更に明治天皇の御遺慮のほどを拜察し奉ると共に、御聖旨の存するところを愈々奉戴服膺して現下の非常時局に處するの覺悟を期せねばなりません。

## 農地法案に就て

農 林 省

### 一 農地制度改善の必要なる理由

農地制度の改善は農業政策の根本であり、従つて農地制度の改善を目標とする農地法の制定は農業立法の基礎法である。

如何なる農業政策も農地に關係をもたぬものは殆どないといつてもよい程であり、關係の最も少いやうに想はれてゐる副業又は農村工業でもその原料の大部分は農産物による關係上これを農地の問題と切離して考へることは出来ない。耕地面積の少い農家では、概して耕地の大部分を擧げて米麥等食糧農作物を栽培して居るために、副業に供する農作物を栽培する餘地が少いので、農業經營及農家經濟の改善の重要な政策として農業經營の複雜化即ち多角形化が主張せられ、副業及農村工業の普及獎勵がなされても、耕地面積の少い農家にあつてはその獎勵の効果を充分に享受することは出来ない。

農地は農家にとつて最も安定した生活手段であり、耕作面積の少い農家は最も經濟界の變動に對して弾力性に乏しい。農村不況ともなれば之等の農家が深刻なる影響を受けるのであつて、耕地の少いことは農業政策の効果を及ぼす上に非常な苦心を伴はせる。

村の經濟更生を行ふ上に於ても、之等農地の少い農家の存在のために足並が揃はずに困る場合が多いのであつてそのためにも耕作面積を増加してその經濟の更生を圖る必要がある。

村が恵まれて居るかどうかは、耕地の多少、その分配の良否、自作小作關係が如何になつてゐるかを見れば大體が解る位であつて、それ程農地關係は農村及農業者に重要な關係をもつて居る。

國家構成の要素としての農村の重要性は今更語るを要しない。農村の健全な發達如何は國の盛衰に直接の關係をもつ。殊に健全な思想と健康との供給地として國の隆昌は健全なる農村の存在にかかつてゐるといふも過言ではあるまい。

然るに最近の經濟的及社會的環境の變化は、農村事情の特殊性と相俟つて農村を極度に疲弊せしむるに至つた。かゝる農村事情の特殊性の中、根本的のものであるところの農地問題について少しく検討して見よう。

(イ) 我國は他に例を見ない小農國である。

内地に於ける農地の現状を見るに、耕地面積六百萬餘町歩、農家戸數五百六十餘萬戸、農家一戸當りの耕作面積は僅に一町歩餘である。東北地方、北海道其の他二三の縣を除けば一町歩以下の地方が多い。夫れに自作地は全耕地面積の半餘に過ぎないのであつて、約半近くは小作地であり、收益の半分は小作料として地主の收得となる。現に小作關係にある農家は七割餘に及んで居る。

かゝる状況であるから耕地の擴張は今後も獎勵せられなければならないが、他方農村人口の増加もあるから、之を以てしても農家一戸當りの耕作面積の増加にはさしたる影響を與へ得ないのであ

つて、斯くの如く運命付けられた農村事情の範圍内に於て出来るだけの改善策が講ぜられなければならない。

(ロ) 我國の農村は世界に於て有数の小作爭議國である。

大正六年頃より漸次所謂近代的小作爭議が各地に瀰漫し、大正十一、二年頃には於ては勞働運動思想問題の發展に伴うた農民組合運動が展開され、小作爭議に伴ふ幾多の不祥事件を發生せしめるに至つたのであるが、若し農地制度の整備があつたならば、斯の如きこともそれほどでなくとも濟んだであらうと想はれる。その後最近に至つては思想的、團體的小作爭議は概して少くはなつたが、小作爭議全體としては却つて次第にその件數を増加し、質的にも深刻になつた。これを統計的に見れば大正十一、二年の頃には一千六百件内外であつたものが、昭和十年度に於ては六千八百餘件といふ驚くべき激増の趨勢を示し、これを内容的に見るならば嘗ては小作料に關する爭議が殆ど全部を占めてゐたのであるが、同十年度には土地返還爭議が四割餘を占めるに至つて居る。農家が土地から離れるといふことはその生活に非常な不安を與へるものであつて、かゝる土地問題を係争題目とする爭議は最近に於ける爭議の深刻化を物語るものである。

以上の如き農地の特殊事情を緩和するためには色々の方策が考へられるのであつて、歐米諸國に於ては既に種々の制度がなされて居る。小農國であり、小作爭議國である我國こそ歐米諸國に先立つて、凡ての農業政策に先んじて農地政策が樹てられなければならないのであつたのであるが、耕地の改良擴張政策を除いては、僅に小規模の自作農創設維持施設が大正十五年以來なされた程度に過ぎな



い。之とて今日迄に僅に九萬五千町歩餘の自作農創設維持がなされただけであつて、農地制度の改善といふには餘りに小規模であつた。

こゝに、農地政策を徹底して考案する必要があるであつて、各種の政策の中で最も實現可能のものとして取り上げられたのが今度計畫された自作農創設維持事業の擴充強化と小作關係の調整とであり、この兩者は相表裏するものであつて離る可らざる關係を有して居る。人によつては自作農創設維持に徹底すれば小作關係の調整は考へぬでもよいと思つて居る人もあるやうであるが、二百八十餘萬町歩の小作地を自作地にすることは莫大なる融通資金と國費の補助と更に強力な立法とを要する。このことは現在の事情では不可能なことであり、假りに可能としても小作地を全然なくすることが我が小農制度の上から見て適當であるかどうか考究する必要がある。農業努力の増減、小農の耕地の擴張その他農業事情より見て或る程度の小作制度の存在は已むを得ないことではないだらうか。

### 二 自作農創設維持事業の擴充

自作農創設維持のために明年度より年々四千萬圓、利子三分二厘の創設維持資金を二十五年間に互つて融通しようとする案である。このために要する費用は總額十億圓であつて、之によつて創設維持せられる面積は約四十二萬町歩、現小作地の七分の一に當り、二十五年後には全耕地六百萬町歩の約五分の三が自作地となる(現在の自作地を合せて)計算である。その結果、全耕地面積の約五分の二は小作地として二十五年後にも尙殘るのであるが之に對しては小作關係の調整を圖らうとするのであ

る。此の自作農創設維持の方法は一二異なる處があるが大體從來の方法と殆ど變らなからつてよ。茲に注意を要するは、此の大規模の事業を行へば土地價格が騰貴するであらうと考へられる向もあるけれども、夫れは杞憂に過ぎないと思はれる。何となれば現在農地の取引は調査の結果によれば年約十九萬町歩にも及び、この事業による一年の創設面積は僅に一萬六千町歩に過ぎないのであつて、二十五年後の累計に於てさへ僅に四十二萬町歩即ち年々の取引の約二倍にしかならないからである。

### 三 農地法案の概要

法案第一條に於て「本法ハ互讓相助ノ精神ニ則リ自作地ノ創設維持及農地ノ使用收益關係ノ調整ヲ圖ルヲ以テ目的トス」る旨を明言して居るが、この第一條は本法運用の根本精神を示したものである。由來農村生活に直接の關係ある法律の運用は之に關係ある村の人々の互讓相助の精神によつてその効果が擧がるのであるが、この意味に於て、この精神を貫く一の現れとしての本法は強力な制裁をもつて強制することは避けられて居る。

小作關係の紛争の調整は勿論のこと自作農創設維持をなすにも、農地の讓渡、價格等について讓合ふことがなければ圓滑に運用することは出来ないのである。法案はこの趣旨にもとづいて村々に農地委員會を設けることとした。この農地委員會は全然新しいものではなく、從來の自作農創設維持施



設に伴うて設置せられて居る町村の自作農創設維持審議會と從來村に存在して居る小作委員會とを一  
 緒にする考へ方であつて、この農地委員會の自治的な働きによつて、自作地の創設又は維持の斡旋、  
 土地賣却の斡旋、小作契約の將來に向つての改定(一時的自作料の減免その他小作條件の変更を含ま  
 ず)その他自作農創設維持、小作關係の調整、竝に農地制度改善に關する事項について村々の事情に  
 即する斡旋をなすのである。尙自作農創設維持については、道府縣、市町村その他の團體が相當の規  
 模にて行ふときは一定の規準によるべきものとして、自作農は勿論事業者にも後日累を及ぼすこと  
 ないやうにとの注意が拂はれた。尙開墾適地の開拓による自作農創設については道府縣、市町村そ  
 他の團體に於て土地を買取り、農家の事情によつては一時之を貸付けて漸次自作農にするが如き方法  
 についても考へ、之に便する規定がなされた。又創設維持せられた自作地はなるべく之を保持するた  
 めに濫に之を賣却し、貸付し、又は自作廢止をなすことを禁止し、之に違反した場合に於ては、年  
 賦金の一時償還をなさしめ、或は一定の金額にてその土地を事業者に於て取得する等の方法を探り  
 得るものとし、更にこの制限を第三者に對抗することを得せしむるために自作農創設維持の登記制度  
 を新たに設けた。

小作關係については善良なる小作關係の保全を念として、之が規定がなされた。従つて善良な小作  
 關係の當事者にとつては本法の成立は何等の關係もないといつても過言ではない。

尙法案に於ては、小作地の賃貸借はその登記なき場合に於ても小作地の引渡ありたるときは、爾  
 後その小作地に付物權を取得した者に對してその效力を生ずるものとして、耕地の賣買によつて生ず

る弊害をなるべく少くすることとし、小作地返還争議の未然防止を期して居る。從來小作契約は小作  
 料の滞納等小作人に不都合の行爲なき限り、又地主に於て耕地の用途の変更、自作等の必要な限り  
 永く小作を繼續することが普通の慣行であるので、この良習を保存するに必要な規定が設けられ、永  
 小作についても亦同様の主旨で規定がなされた。從來小作料の増減にもとづく小作契約の変更は往々  
 紛争の種であつたので、従つて又小作契約を平穩に永續せしむるためにも、永年繼續して居る間に小作  
 料に關する條件が周囲の事情の變更によつて著しく不相當になつた場合には將來に向つて當事者に於  
 て小作料の増加及軽減を請求することが出来るものと定められて居る。小作地の賃貸借は從來その  
 實例は比較的少いが色々の弊害を伴ひ小作紛争の原因となり、地主も非常に迷惑を受けてゐたので、  
 現在のものは之を二十年の間に整理するものとして、團體による轉貸又は疾病その他已むを得ずして  
 轉貸する場合の外は之をなすことを得ないものとした。その他小作地返還の場合の作物等の買取請求  
 權に關する規定、請負耕作その他本法の適用を免る、目的を以てする契約を賃貸借と看做す旨の規  
 定、自作農創設維持にかゝる登録税免除に關する規定、本法施行の際現存する作株賠償に關する規  
 定等が設けられた。

四 結 言

この農地法案は多年の沿革に鑑み、又永き經驗にもとづいて立案されたのであつて、短期間に  
 來上つたものではない。自作農創設維持については大正十五年以來農林省の施設として實行されつ、



あり、小作關係については、大正九年以來政府に於て熱心にして且細密なる研究と調査とがなされ、各種の政府の施設による調査會に於ても多年調査及審議が遂げられて、昭和六年第五十九帝國議會に提案され、衆議院に於て審議の上通過したる小作法案がこの基礎をなして居るのである。

尙本法案の要旨は次の如きものである。

農地法案要旨

- 一 本法は互譲相助の精神に則り自作地の創設維持及農地の使用收益關係の調整を以て目的とする。
- 一 自作地の創設維持、農地の使用收益關係の調整其の他農地に關する事項を處理する爲市町村に農地委員會を置くことを得る。
- 一 農業に従事する者は農地委員會に自作地の創設又は維持に關する斡旋を請求することを得る。
- 一 農地の所有者は農地委員會に農地の賣却に關する斡旋を請求することを得る。
- 一 小作關係の當事者は合意を以て農地委員會に將來に向て小作料其の他の小作條件の改定を請求することを得る。
- 一 裁判所は當事者又は小作官の申立に依り農地委員會の決定著しく不當なりと認むるときは其の決定を取消すことを得る。

- 一 道府縣、市町村等の團體が自作農創設維持の事業を爲す場合に於ては一定の條件に依るものとする。
- 一 自作農創設維持事業の爲必要ある場合に於ては農地の所有者は農地の處分に當り其の事業者又は農地委員會に其の旨を通知するものとする。
- 一 道府縣、市町村等の團體が農村の經濟更生の爲自作農創設維持の事業を爲し又は農地の貸付を爲す場合に於ては行政官廳の認可を受けて土地所有者等と土地の譲渡に付て協議し得るものとする。
- 一 自作農創設維持の事業に依り創設又は維持せられたる自作地の所有者は一定期間行政官廳の認可を受くるに非ざれば其の自作地の譲渡、貸付、物權の設定又は自作廢止を爲すことを得ざること。
- 一 自作農創設維持の事業に依り創設又は維持せられたる自作地の所有者が前號の規定に違反したる場合又は年賦金の支拂を怠りたる場合に於ては年賦金の一時償還其の他適當なる處置を爲すものとする。
- 一 自作農創設維持の事業に依り創設又は維持せられたる自作地に付ては其の旨の登記を爲すこと、し其の登記を爲すに非ざれば之を以て第三者に對抗することを得ざること。
- 一 貸貸借は其の登記なきも小作地の引渡ありるときは爾後其の小作地に付物權を取得したる者に對し其の效力を生ずること。

民法第五百六十六條第一項及第三項の規定は登記せざる貸借の目的たる小作地が賣買の目的物なる場合に之を準用すること

民法第五百三十三條の規定は前項の場合に之を準用すること

一 小作料に關する條件が事情の變更に因り著しく不相當なるに至りたるときは當事者は將來に向て小作料の額の増減其の他の條件の變更を求むることを得ること

一 賃借人は賃借人の承諾あるとき、雖も小作地を轉貸することを得ざること但し疾病其の他已むことを得ざる事由に因りて自ら耕作すること能はざる爲一時轉貸する場合は此の限りに在らず（現在存する轉貸借は二十年内は存続するものとする）

前項の規定は市町村其の他營利を目的とせざる團體が賃借したる小作地を更に其の住民又は團體員に耕作せしむる場合には之を適用せざること

賃借人第一項の規定に違反し第三者に小作地の使用又は收益を爲さしめたるときは賃借人は賃借借の解除を爲すことを得ること

一 賃借人が小作料の支拂を爲さざる場合に於て賃借人が二月を下らざる期間を定めて其の支拂を爲すべき旨を催告し其の期間内に支拂なきときは、特別の事情ある場合を除く外賃借人は賃借借を解除することを得ること

一 當事者が賃借借の期間を定めたるときは期間満了前六月乃至一年内に相手方に對し更新拒絶の通知又は條件を變更するに非ざれば更新せざる旨の通知を爲さざるときは賃借借は特別の事情ある

場合を除き存続するものとする

一 賃借人は農地の用途の變更、自作又は賃借人に債務不履行其の他不都合の行爲ある等正當の事由に基かずして不當の理由に因り濫りに解約の申入を爲し又は更新を拒むことを得ざること

一 永小作權の期間満了の後永小作地の所有者が異議なく永小作人に耕作を繼續せしむる場合に於ては存続期間二十年の永小作權の設定ありたるものと推定すること

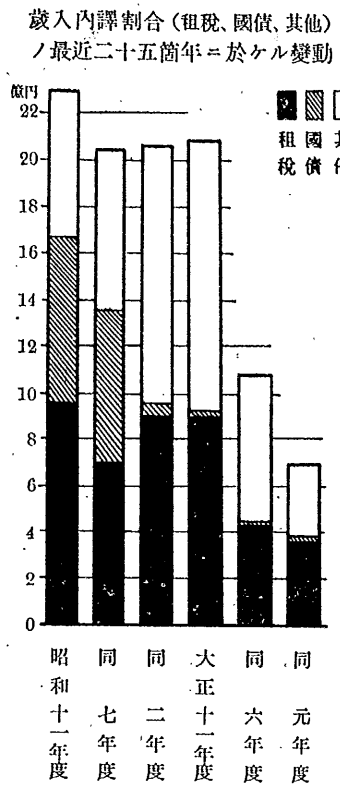
一 永小作地の所有者が永小作權の繼續に異議を述べたる後一月内に永小作人が賃借借の申出を爲したる場合には當事者に於て之に付協議を爲すものとする

一 小作地又は永小作地返還の場合に於て賃借人又は永小作人が權原に因り作付したる作物又は其の農地に附屬せしめたる工作物あるときは賃借人又は永小作人は時價を以て之を買取を求め得ること但し信義に反し買取らしむる目的を以て作付し又は附屬せしめたるものは之を爲し得ざるものとする

一 本法の適用を免る、目的を以てする請負其の他の契約は之を賃借借と看做すこと



歳入内譯を租税、國債、其の他の三者に分けてみると、



國債の占むる割合の顯著なる増加振りが着目されるのであつて、各年度末現在國債未償還額は、大正元年の二十五億七千萬圓餘から遞増して、昭和十年度末には九十八億五千萬圓餘と云ふ百億圓に垂んとする巨額に達して居り、人口一人當りは大正元年の五十圓餘(帝國全版圖人口一人當り三十七圓餘)から昭和十年には百四十五圓餘(帝國全版圖人口一人當り百二圓餘)に遞増して居る。

次に列國の國債額の國民所得に對する割合をみると、日本八〇・八三%(昭和九年)、英吉利二〇・二六%(昭和十年)、北米合衆國五四・一九%(昭和十年)、佛蘭西二三・三五%(昭和七年)、伊太利

六一・七九三%(昭和八年)の如くであつて、各國には夫々特有の事情があり、國民所得の推計方法も異なつて居るので、一概に論ずることは出来ないが、之に依れば我國及北米合衆國を除き、戰債の負擔著しき歐洲各國に在つては、其の國民所得に對する國債の負擔割合は著しく高し。

又租税に付てみると、最近に於て實額は増加して居るが、歳入中に於て占むる割合は減少して居り、人口一人當り租税負擔額も大正末期より昭和初期に至る當時のそれと比較すると最近は反て減少して居る。(第二表參照)

次に列國の租税額の國民所得に對する割合をみると、日本七五%(昭和九年)、英吉利一八九〇%(昭和十年)、北米合衆國七九・八%(昭和十年)、獨逸一〇・七二%(昭和九年)、佛蘭西二一・〇六%(昭和九年)の如くであつて、上述國債の場合同様一概に論ずることは出来ないが、其の割合は我國が最も低くなつて居る。

以上述べ來つたところは中央財政に付てであるが、次に地方財政に付て一瞥してみると、最近の地方財政の膨脹は、中央財政よりも愈激なるものがあり、歳出に付大正元年を一〇〇とした昭和十年の指數を算出してみると、中央財政の三七・七二%に對し地方財政は五五・五五%となつて居るのである。



第二表  
人口一人ニ付歳出、國稅、國債未償還額、國富及國民所得

年次	一般會計		國稅	國債未償還額	國富	國民所得
	計歳出	計歳入				
昭和十一年	1,000,000	800,000	100,000	200,000	1,500,000	1,200,000
昭和十年	950,000	750,000	90,000	190,000	1,400,000	1,100,000
昭和九年	900,000	700,000	80,000	180,000	1,300,000	1,000,000
昭和八年	850,000	650,000	70,000	170,000	1,200,000	900,000
昭和七年	800,000	600,000	60,000	160,000	1,100,000	800,000
昭和六年	750,000	550,000	50,000	150,000	1,000,000	700,000
昭和五年	700,000	500,000	40,000	140,000	900,000	600,000
昭和四年	650,000	450,000	30,000	130,000	800,000	500,000
昭和三年	600,000	400,000	20,000	120,000	700,000	400,000
昭和二年	550,000	350,000	10,000	110,000	600,000	300,000
昭和十一年	500,000	300,000	0,000	100,000	500,000	200,000
大正十四年	450,000	250,000	0,000	90,000	400,000	100,000
大正十三年	400,000	200,000	0,000	80,000	300,000	0,000

備考 歳出及國稅ハ昭和十一年度ハ豫算、同十年度ハ現計、同九年度以往ハ決算、人口ハ内地ハ明治五年以降内地ニ現、在スル内地人口(統計時報第百十五號掲載)、外地ハ國勢調査人口及現住人口ニ依ル  
國民所得ノ計數ガ從來本局發表ノソレト多少異ルハ明治五年以降内地ニ現在スル内地人口ガ修正セラレタル爲ナリ

第一表  
一般會計歳入歳出、國債未償還額、國富及國民所得

年次	一般會計		國債未償還額	國富	國民所得
	計歳入	計歳出			
昭和十一年	1,000,000	1,000,000	200,000	1,500,000	1,200,000
昭和十年	950,000	950,000	190,000	1,400,000	1,100,000
昭和九年	900,000	900,000	180,000	1,300,000	1,000,000
昭和八年	850,000	850,000	170,000	1,200,000	900,000
昭和七年	800,000	800,000	160,000	1,100,000	800,000
昭和六年	750,000	750,000	150,000	1,000,000	700,000
昭和五年	700,000	700,000	140,000	900,000	600,000
昭和四年	650,000	650,000	130,000	800,000	500,000
昭和三年	600,000	600,000	120,000	700,000	400,000
昭和二年	550,000	550,000	110,000	600,000	300,000
昭和十一年	500,000	500,000	100,000	500,000	200,000
大正十四年	450,000	450,000	90,000	400,000	100,000
大正十三年	400,000	400,000	80,000	300,000	0,000





用し、自然の制約、消費大衆の利益を無視した經濟政策を實施して憚らなかつた。賠償問題と戰債問題が一層此の傾向を激化し、世界の貿易は全く萎縮の途を辿る許であつた。一九二九年米國に於ける株式恐慌に端を發し、忽ちにして世界各地に波及した深刻な不景氣が一層此の趨勢に拍車をかけ、自國産業の保護、失業救済等の口實の下に、或は關稅率の引上が行はれ、或は輸入禁止品目が増加され、恰も重商主義華かなりし昔を想はずものがあつた。

最後迄に自由貿易の名目を守つてゐた英國すら一九三二年九月に至つて保護關稅制度を採用したから、自由貿易制度は完全に歴史的遺物となつてしまつた。各國が擧げて通貨、金融政策に依る經濟的鎖國主義の方途に出でたのも此の頃からで、過去に於ては考へも及ばなかつた爲替切下戰が起り、國際信義は全く地を拂ふに至つた。

一九三三年末から四年の初にかけて倫敦に開かれた國際經濟會議は當面の目的であつた各國間爲替率の協定すらなし得ず、徒らに深刻な利害の對立を明らかにしたに過ぎなかつた。

かゝる間に經濟的鎖國主義は愈々、出で、愈々露骨となり、且其の範圍も次第に擴大され、比較的利害關係を同じくする諸國が集つて所謂經濟ブロックを形成して他國に當る方策に出るものがあり、又鎖國主義を屬領植民地迄にも擴張して、購買力の低い土人の利益の如きは全く無視して顧みず、専ら自國の産業を保護するを以て當然なりとなすに至つたのである。

かゝる狀勢が我國の如く製品、而も主として廉價な輕工業品の販路を海外に確保することに依つて國民の經濟的生存を維持せざるを得ざる國にとつて、眞に寒心すべき事態であることは言ふ迄もな

い。原料資源の問題が國際聯盟に依つて取りあげられ、去る三月八日からジュネーブで専門家の會同が開かれて居るとき、コンゴ盆地條約の解説を爲すことは無意義ではないと思はれる。

## 二 コンゴ盆地條約成立の経緯

歐洲の列強が眼を暗黒大陸アフリカの内部に向けたのは一八七〇年代以後のこと、いつてよい。一八七八年柏林會議當時に於けるアフリカは北に佛領のアルヂェリヤ、南端にケープ及ナタールの兩英植民地の外は海岸に沿つて所々に西、葡の植民地が點綴せるのみであつたが、四十年たらずして、エチオピアとリビヤを残した全アフリカ大陸が歐洲の何れかの一國に領有せらるゝに至つた。

列強の植民地争奪戰は先づアフリカ大陸の西海岸、コンゴ河流域を中心として行はれた。一八七八年白耳義國レオポルド二世陛下の首唱に依つて上部コンゴ地方調査委員會が成立し、有名な英人探險家スタンレーをコンゴ河流域に派遣して同地方を探險せしめた。之より先レオポルド王はアフリカ國際協會を組織し、親ら之を主宰せられたが、後に委員會と協會とは合體してコンゴ國際協會となり、コンゴ河流域各地に於て土人の酋長から土地の割讓を受け、名は協會といふも事實上國家と異なる所なかつた。(コンゴ國際協會は後にコンゴ自由國となり、レオポルド二世の遺言に依つて白耳義領コンゴとなつた。)

コンゴ協會と前後して佛蘭西も此の方面に探險隊を派し一八八〇年コンゴ河の右岸に廣大な土地を獲得したが、「航海者ヘンリー親王」の昔からアフリカ西海岸に特殊の關係を持つてゐたポルト



コンゴ盆地の範圍を定め、且右地域に於ける一切を國民の通商の自由を規定して居り、第二條から第四條にかけてコンゴ河及其の支流に於ける航行の完全なる自由の確保に加へて航行に付手数料以外の如何なる税をも課せられざること、手数料の率は内外人に無差別たるべき旨を明定して居る。又第五條は獨占又は通商に關する特惠の附與を絶対に禁止し、外國人の身體、財産の保護を保障し、且動産及不動産並に職業に關して内外人の待遇が均等たるべきを規定して居る。

一八八五年の一般議定書は後に一八九〇年のブラッセル一般議定書に依つて一部の修正を見たが、其の儘世界大戰の勃發迄有効に存続した。

平和克復後アフリカに於ける舊獨領植民地の處分と並んでコンゴ盆地條約の復活が當然聯合國間の議に上り、一九一九年九月十日サンヂェルマン・アン・レイに於て日本、英國、米國、佛蘭西、白耳義及ポルトガルの七ヶ國代表者間に調印を見たものが現行コンゴ盆地條約で、帝國は主要なる聯合國の一として始めて本條約の加入國となつた。

### 三 現行條約の内容

本條約第一條は左記の地域に於て各締約國は自國民及他の締約國國民に對し通商上の完全なる均等を維持すべきを規定して居る。(別掲アフリカ大陸略圖參照)

- イ、佛委任統治領カメルーンの全部
- ロ、佛領赤道アフリカの全部

- ハ、白領コンゴの全部
  - ニ、白委任統治領ルアンダウルンデイの全部
  - ホ、スーダン(英國及埃及の共有)の一部
  - ヘ、英領ケニアの全部
  - ト、英保護領ウガンダの全部
  - チ、英委任統治領タンガニカの全部
  - リ、英保護領ナイアサランドの全部
  - ヌ、英領北ロデシアの一部
  - ル、葡領西南アフリカの一部
  - オ、葡領東アフリカの北半
  - ワ、伊領ソマリランドの南半
  - カ、エチオピアの南端
- 第二條以下の内容は
- (イ)商品の輸出入及通過の自由  
締約國の商品は前記諸地方に於て輸出入及通過に就て何等差別的待遇を受くることなく且手数料以外一切の税金、課金を課せらるゝことなき旨規定されて居る。(第二條)
- (ロ)締約國國民の身體、財産及職業の保護

内外人は完全に均等なる保護を享けることが保障されて居る。(第三條)

(一) 資源の開発  
天然資源の開発に就ては内外人に對し均等の待遇を與ふること、なつて居る。(第四條)

(二) 航行の自由

締約國所屬の船舶は自由に前記諸地方の海岸を通航し、港に入ることを得る。(第二條二項)  
且航行及寄港の自由は本支流を含む各河川及湖にも擴張されて居る。(第五條) 尙第六條及第七條にも之を敷衍する規定がある。

(ホ) 航行の取締(第九及第十條)

以上は通商自由、資源開放及機會均等に關する規定であるが、其の外本條約は土着人民の保護の改善及奴隸制度の禁止、他國民に依る文化事業の保護、宗教の自由及宣教師の入國、旅行並に居住の自由を規定して居る。

尙條約の存續期間は條約實施の日(一九二〇年七月三十一日)より十年間と定められて居り、十年の後には修正の爲締約國間の會議を開くべき旨を規定して居るが、英國政府の提議に基き一九三〇年七月三十一日の満了後の會議は取止めとなり、更に五ヶ年延長されること、なつた。其の五ヶ年の延長期間も一昨年の七月末日を以て終了したが、各締約國から別に修正意見も出ず、廢棄の通告もなかつたので再び五ヶ年間即ち一九四〇年(昭和十五年)七月末日迄自動的に効力が延長したものと解せられる。

#### 四 アフリカに於ける其の他の通商自由門戶開放制度

以上述べた通りコンゴ盆地條約は中部アフリカの植民地に於ける通商の自由、資源開放、機會均等に就て間然する所なく規定して居るが之と並んで國際聯盟規約第二十二條第五項のB式委任統治地域に關する規定も亦見逃すことが出来ぬ。元來ウイルソン大統領やスマツ將軍の提唱した領土非併合主義に基いて創設された委任統治制度は當然通商自由、資源開放及機會均等主義を以て貫くべきものであつたが、英帝國內の自治領特に濠洲の強硬なる反對に遭つて別にC式委任統治地域と稱する變態的なものを承認せざるを得なかつた。當時赤道以北の舊獨領太平洋植民地の委任統治を托されること、なつてゐた帝國が敢然とC式委任統治領に於ける門戶開放、機會均等を主張したのは正論が遂に敗れたとはいへ人種平等に關する帝國全權の奮闘と共に記憶すべき歴史的事實である。

舊獨領アフリカ植民地は西南アフリカ(C式)、南阿聯邦の統治に歸し、を除く全部即ちカメルーン、トーゴランド、タンガニカ及ルアンダ・ウルンディは何れもB式委任統治地域として、英、佛、白の諸國に依つて統治せらるること、なつた。而してB式委任統治地域に於ては總ての聯盟國の國民は通商貿易、資源開發其の他一切の經濟的活動に關して受任國の國民と均等の待遇を保障されて居り、其の保障は略、コンゴ盆地條約の規定と大差ない。

#### 五 結 語





多年植民地の門戸開放に比較的忠實であつた英國も最近では或は割當制度の實施に依り、或は特惠關稅制度の採用に依つて門戸を閉鎖しつゝある。佛國に至つては専ら從來の鎖國主義を一層完璧にするに努めて居ることは、我が對佛領印度支那貿易の現状を見れば明瞭であらう。

印度の財務長官として、次いで三十年近く埃及に於ける英國の代表者として、英帝國華かなりし十九世紀後半に於ける最大の植民地統治者であつたクロマー伯は其の名著「近代埃及」の中に「英帝國と通商自由制度が永久に不離なるを祈る」と述べて居るのは二十世紀の英國人が深く味ふべきであらう。

最近に於てはラウンドテーブル誌は英帝國國策の一として植民地に於ける門戸開放の復活を説いて居るのは、英國輿論の一部の動向を知るに足り、我々の心強く感ずる所である。

アフリカに於て公正妥當なる制度が、亞細亞に於て、或は太平洋に於て不當なる筈はない。最近の鎖國主義は世界不況の齎らした狂ひ沙汰とも見られるから、必ずや遠からず世界の公正なる輿論は植民地に於ける通商自由、機會均等の確立を要するに至るものと考へられる。

# 國際經濟週報

「同盟」の國內通信網及び世界的通信網の全機能を活用編輯せる經濟雜誌の權威！

- ◆内外政治經濟問題の調査並に解説
- ◆内外政治經濟ニュースの詳細整然たる記録
- ◆世界主要市場の動き
- ◆金融、爲替、證券、商品その他諸相場及び統計

資料の豊富、新鮮、正確さにおいて唯一無二を誇る經濟雜誌！

東京・京橋・銀座西七ノ一  
電話表番(銀座座)二二二二  
振替貯金口座東京八五〇〇〇番

## 同盟通信社

毎週木曜日發行  
定価 一部廿五錢  
一年分十圓

- 【近刊號主要目次】
- 一月一日號(No.881) 軍機部下の列國經濟の動向
  - 一月十四日號(No.882) 一九三六年世界經濟の回顧
  - 一月廿一日號(No.883) 軍工業發展の現状と將來性
  - 一月廿八日號(No.884) 國貨の危機と物價暴落
  - 二月四日號(No.885) 荷印農産と華業界△昨年の對外貿易概況
  - 二月十一日號(No.886) 林内閣の成立とその財政策
  - 二月十八日號(No.887) 爲替政策の動向と國貨の運命△馬場財政から結核財政へ
  - 三月四日號(No.888) 統制經濟政策の動向△米穀政策の動向
  - 三月十一日號(No.889) △三中全会の概況△全國の軍備計畫と防務△米穀の司法問題△新政府の閣内閣の閣内閣の閣内閣
- 結核財政の出發とその具置  
金融政策の轉換—豫算案停止の意義—馬場稅制改革案と結核時増徴案—十五政綱の起る—結核、油山、津島  
△アメリカの行政機構改革△歐州カタルの検討  
二月廿五日號(No.889) 轉換期全國の經濟政策  
英國の不況回復策(ケインズ) 國際公債への警告(エノモミスト誌)  
△林内閣の本質を究る△結核財政の陣容を論く△閣内閣と資金現況方針△防務増強事件の本體△三中全会と軍備の動向  
三月四日號(No.888) 結核財政の實質的考察  
△三中全会の概況△全國の軍備計畫と防務△米穀の司法問題△新政府の閣内閣の閣内閣の閣内閣



# 週報

第二十二號

昭和二十三年三月十七日

官報附録

昭和十二年十月一日第三種郵便物認可  
昭和十二年三月十七日發行  
（毎週一回水曜日發行）

五錢

- 防空法案に就て  
（内務省地方局）
- 郵便料金の改定  
（逓信省）
- 國民健康保險法案に關する諸問題  
（社會局）
- 日英海運競争  
（外務省情報部）

（國際時事解説）

（外務省情報部）

週報

昭和十二年十月一日第三種郵便物認可  
昭和十二年三月十七日發行  
（毎週一回水曜日發行） 第二十二號

（本書の大きさは國定規格A5判）

所 達 申	價 定
	一ヶ月（前金） 二圓四十錢
	（外郵便に依る地） 要送料
	（城は三四十錢）
	一ヶ年分未滿配達御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。
内閣印刷局發賣掛	
電話九ノ内(三)三五二一九	
振替東京一九〇〇番	
全国各地官報販賣所	
東都書籍株式會社	
東京市神田區錦町一ノ三	
振替東京 九三九〇番	
最寄書店・驛書店	

官報附録週報別刷

昭和十二年三月十日印刷發行

編輯者 情報委員會  
東京市神田區永田町  
印刷者 内閣印刷局  
東京市神田區大寺町